

鳥取県最低賃金が改正されます

平成17年10月7日より、鳥取県最低賃金が1時間612円に改正されます。

これは、業種や規模および常用・臨時・アルバイト・パート等の雇用形態に関わらず、県内で事業を営むすべての使用者とその労働者に適用されます。

最低賃金額には以下の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1月を越える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外労働、休日労働および深夜労働の割増賃金

電気機械器具等製造業と各種商品小売業については、鳥取県最低賃金とは別に産業別最低賃金が決められています。

【問合わせ先】鳥取労働局労働基準部賃金室 ☎0857-29-1705

ハローワークは

若者の就職を応援しています!

ハローワークでは、常用雇用をめざすフリーターの方のお手伝いをしています。

このような悩みをお持ちではありませんか？

- 就職する勇気が出ない
- 就職するにはどんな技術・技能が必要なのかわからない
- どんな企業があるかわからない
- うまく履歴書が書けない
- 面接が苦手
- 就職が決まっても、仕事や人間関係がうまくいくかどうか不安

このような悩みをお持ちの方のための支援策として以下のものがあります。

- トライアル雇用・・・若年者トライアル雇用はあなたのチャンスを広げます
- 若年者就職基礎講座・・・就職のための基礎的能力を身につけましょう
- Let's社会人養成訓練・・・就職に必要な力を身につけましょう

【問合わせ先】鳥取県労働局職業安定部 ☎0857-29-1707